

ヨコハマ・りぶいん三者契約取扱要領

(制 定) 平成 15 年 4 月 1 日

(最新改定) 令和 3 年 7 月 1 日 (建住政第 730 号)

(目的)

第 1 条 この取扱要領は、ヨコハマ・りぶいん制度要綱（以下「要綱」という。）第 29 条の規定に基づき、ヨコハマ・りぶいん住宅に入居しようとする者（以下「入居申込者」という。）と、当該入居申込者が雇用されている法人（以下「法人」という。）と、事業者の連名の賃貸借契約（以下「三者契約」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱のほか、関連する要領等に定める用語の意義と同一とする。

(入居者の資格)

第 3 条 三者契約により入居できる者は、ヨコハマ・りぶいん等入居者募集要領第 5 条及び第 10 条第 4 項に規定する資格を有する者でなければならない。ただし、第 6 条に規定する場合にあっては、入居者の資格審査を省略することができる。

(三者契約を締結できる対象住戸)

第 4 条 三者契約を締結できる住戸は、空家となっている住戸（空家となった日から引き続き 1 か月以上の空家となっている住戸）に限るものとする。ただし、第 6 条第 2 号に規定する場合にあってはこの限りではない。

(賃貸借契約の条件)

第 5 条 三者契約においては、各号に定める内容を明記し、入居申込者と法人との連名で賃貸借契約を締結しなければならない。

(1) 入居者が退去する場合は、契約期間内であっても当該三者契約を終了し、住宅を明け渡さなければならない。

(2) 入居者及び法人に対しては、要綱第 10 条に規定する家賃減額助成を行わないこと。

(賃貸借契約の変更)

第 6 条 事業者は、次の各号に基づき、賃貸借契約を変更することができる。

(1) 退職等により、当該三者契約を解約する場合で、当該入居者が引き続き当該住戸に入居を希望する場

合は、当該三者契約に代えて、入居者単独で賃貸借契約を締結することができる。

(2) 要綱に基づき既に入居している者が、既に締結している賃貸借契約を解除し、三者契約

による賃貸借

契約への変更を希望する場合は、この要領に基づき、三者契約を締結することができる。

(市長への申請および承認)

第7条 事業者は、三者契約による入居を行う場合には、「三者契約による入居承認申請書」(様式第1-1号)に市長が必要とする書類を添付して、管理業務者を經由して市長に提出しなければならない。

2 事業者は、第6条第2号による申請を行う場合には、「三者契約による入居承認申請書」(様式第1-2号)に市長が必要とする書類を添付して、管理業務者を經由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定に基づく申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認められた

場合は、「三者契約による入居承認通知書」(様式第3号)により、管理業務者を經由して、事業者に通知しなければならない。

(報告義務)

第8条 事業者は、三者契約による入居者が退去したときは、管理業務者を通じて「三者契約による退去報告書」(様式第2号)により速やかに市長に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この取扱要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この取扱要領は、平成21年7月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この取扱要領は、令和3年7月1日から施行する。